

広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との 調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第11条に規定する事前協議は、再生可能エネルギー発電事業に係る概要書（様式第1号。以下「概要書」という。）を町長に提出するものとする。

(近隣住民等への説明)

第3条 条例第12条第6項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電事業説明会開催報告書（様式第2号）により行うものとする。

(届出)

第4条 条例第13条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する計画書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第13条第3項の規定による変更後の事業計画は、再生可能エネルギー発電施設の設置計画変更届（様式第4号）により町長に届け出るものとする。

3 条例第13条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 設置工事の着手又は完了の予定年月日の変更

(2) 太陽電池モジュールに係るものを除く工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分の材料又は構造の変更

4 町長は、第1項及び第2項の届出があったときは、町ホームページ等で内容を公表するものとする。

(工事完了の届出)

第5条 条例第16条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設の設置完了（中止）届（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第16条第2項に定める検査の結果は、再生可能エネルギー発電施設の適合確認通知（様式第6号）により、通知するものとする。

(廃止の届出)

第6条 条例第17条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設の廃止届（様式第7号）により行うものとする。

- 2 条例第17条第3項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設の廃止後に行った措置届（様式第8号）により行うものとする。
- 3 町長は、第1項及び第2項の届出があったときは、町ホームページ等で内容を公表するものとする。

（事業の承継）

第7条 条例第18条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電施設の事業承継届（様式第9号）により行うものとする。

（立入調査等）

第8条 条例第25条の規定による立入調査は、再生可能エネルギー発電施設の立入調査実施通知書（様式第10号）により通知し行うものとする。

- 2 立入調査は、発電施設等の敷地に立入り、原則として外観目視調査及び施錠確認調査により行うものとする。ただし、外観目視調査のみで調査の目的を果たせない場合は、当該施設等の内部に立入り、設置等の状況の確認をすることができるものとする。
- 3 立入調査は、条例の施行に必要な限度において行うものとする。
- 4 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第11号）とする。

（助言又は指導）

第9条 条例第26条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

- 2 条例第26条第1項の規定による指導は、指導書（様式第12号）により行うものとする。

（勧告）

第10条 条例第26条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第13号）により行うものとする。

（確認通知）

第11条 条例第26条第3項に規定する指導又は勧告に対する必要な改善が行われたことを認める通知は、改善措置確認通知書（様式第14号）により行うものとする。

（公表）

第12条 町長は、条例第27条の規定による公表の予定期間（以下「公表予定期間」という。）の初日の14日前までに、発電事業者に対し勧告違反事実公

表予告書（様式第15号）により、公表を行う旨を予告するものとする。

- 2 条例第27条に規定する発電事業者が、同条第2項の意見を述べるに当たっては、公表予定期間の初日の3日前までに、意見書を提出するものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 再生可能エネルギー発電事業者は、この規則の施行日前においても、第2条、第3条及び第4条の規定の例により、事前協議、近隣住民等への説明及び届出（以下「手続き等」という。）を行うことができる。この場合において行われた手続きは、この規則の規定の適用については、これらの規定による手続き等を行ったものとみなす。